（業務部の所掌事務）

第二百六十五条　業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　関税等の賦課及び徴収に関すること（次号及び第三号に掲げる事務並びに監視部及び調査部の所掌に属するものを除く。）。

二　関税等の滞納処分に関すること。

三　関税等に係る滞納処分費の徴収に関すること。

四　［略］

五　［略］

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

十三　［略］

十四　［略］

十五　［略］

十六　［略］

十七　［略］

2　［略］

（調査部の所掌事務）

第二百六十六条　調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　略］

四　関税等の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関すること。

五　［略］

2　［略］

（システム企画調整官）

第二百七十八条　東京税関の総務部に、システム企画調整官八人以内を、神戸税関の総務部に、システム企画調整官二人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ一人を置く。

2　［略］

（人事専門官）

第二百八十四条　東京税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関及び門司税関の総務部に、人事専門官それぞれ一人を置く。

2　［略］

（業務部の所掌事務）

第二百六十五条　業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること（監視部及び調査部の所掌に属するものを除く。）。

［号を加える。］

［号を加える。］

二　［同上］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　［同上］

十三　［同上］

十四　［同上］

十五　［同上］

2　［同上］

（調査部の所掌事務）

第二百六十六条　調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　同上］

四　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関すること。

五　［同上］

2　［同上］

（システム企画調整官）

第二百七十八条　東京税関の総務部に、システム企画調整官八人以内を、神戸税関の総務部に、システム企画調整官二人以内を、函館税関、横浜税関、大阪税関及び長崎税関の総務部に、システム企画調整官それぞれ一人を置く。

2　［同上］

（人事専門官）

第二百八十四条　東京税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関及び神戸税関の総務部に、人事専門官それぞれ一人を置く。

2　［同上］